

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和８年（２０２６年）９月１４日

下関市長 前田 晋太郎

- １ 業 務 名 令和８年度 港湾施設特定建築物定期検査業務
- ２ 業務場所 下関市岬之町２０番１５号ほか
- ３ 業務内容 本業務は、建築基準法第１２条第２項に基づき、港湾施設（２６施設）の点検を行うもの
詳細は、別添設計書及び仕様書のとおり
- ４ 業務期間 契約締結日から令和９年３月３０日まで
- ５ 入札条件
 - （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - （２）この公告の日から入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - （３）この公告の日から入札の日までの間に、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に「建築コンサルタント」の業種で登録があり、下関市内に本社、本店があること。
 - （４）本業務に必要な資格を持った調査者を直接雇用していること。
 - （５）この公告の日から過去６年以内において、官公庁が発注する同種同様の業務又は、官公庁が発注する港湾施設特定建築物の建築設計等の業務委託を受託し、引き渡した実績があること。

- (6) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 申請方法

「入札参加資格確認申請書」(様式第1号)に次に示す書類を添付し、持参または郵送(郵送の場合は書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す期間内に必着のこと)にて提出のこと。入札条件に挙げる(5)の内容が確認できる書類を提出すること。

審査の結果は、別途「入札参加資格確認通知書」(様式第2号)で通知する。

7 申請書提出期限

令和8年9月25日(金) 16時30分までとする。

8 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市ホームページ

(2) 日時

公告日から令和8年10月2日(金) 14時まで

9 質問方法

- (1) 質問は、ファクシミリ(083-233-0860)によること。
(2) 質問の期限は、令和8年9月18日(金) 16時30分までとする。
(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみにファクシミリにより回答する。

9 連絡先・提出先

- (1) 下関市港湾局施設課 担当：青山、橋本
(2) TEL：083-231-1258
(3) FAX：083-233-0860

1 0 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年10月2日(金) 14時00分
- (2) 入札場所 下関市港湾局会議室(〒750-0066 下関市東大和町一丁目10番50号 YUKITECHNO 下関港国際ターミナル 3階)

1 1 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1 2 その他

- (1) 入札において使用する入札書は、別添様式(様式第3号)を使用すること。また、入札額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 代理人をして入札させるときは、入札参加希望者が権限を委任する旨を記載した委任状(様式第4号)を入札に先立って提出すること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - オ 入札書に、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具(鉛筆、消せるボールペン等)を使用したもの。
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。

- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 入札会場への入場は、1 入札者（個人、法人を問わない。）につき、1 人までとする。
- (10) この入札において得た入札参加資格は、この公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

以上